

元号が改められるに伴う点検整備済ステッカーの取扱いについて

国土交通省より、元号が改められるに伴う点検整備済ステッカーについて通達がありましたのでお知らせいたします。また、下記により取扱うことについて、関係当局の了解が得られましたので、お知らせ致します。

記

○元号が改められるに伴う点検整備済ステッカーの取扱いについて

1. 【“平成”表記の点検整備済ステッカー（31年・32年）の取り扱いについて】

改元後（2019年5月1日以降）も、“平成”表記を修正することなく使用しても差し支えありません。

また、既に自動車の前面ガラスに貼付されている同ステッカー（“平成”表記）についても、“平成”表記を修正することなく、貼付期限まで貼付していても差し支えありません。

2. 【新元号表記の点検整備済ステッカーの頒布について】

整備事業者等への新元号表記の点検整備済ステッカーの頒布については、本年7月1日に開始していただくようお願い致します。

以上

○仕様及び表記

	新元号元(1)年ステッカー	新元号2年ステッカー
ステッカーの地色	青色	赤色
表面中央表記	1	2
裏面下部表記	新元号2年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。	新元号3年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。
イメージ図※		

本年7月1日より整備振興会の窓口において1年・2年ステッカーの販売を開始します。

なお、現在販売中の31年及び32年の点検整備済ステッカーについては、7月1日以降も使用することができますが、7月1日より新元号に対応する点検整備済ステッカーが販売開始となることを考慮していただき、在庫にはご留意し、ご購入頂きますようお願い致します。